

財務省告示 第二百二十五号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年五月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年六月三日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(変動・十五年)(第十六回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律(平成十三年法律第十二号)第二条第一項及び平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項
- 三 発行方法 基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行
- 四 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の数値が小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 五 発行額 額面金額で八千九百九十一億円
うち、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千八百二億円、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千百八十九億円
- 六 払込金額 八千九百九十一億円
- 七 額面金額の種類 十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の五種
- 八 発行日 平成十四年五月二十日
- 九 発行価格 額面金額百円につき百円

十 利 率 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までが九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利利回り(以下「基準金利」という。)から、一・〇〇パーセントを控除した率。

十一 初期利子 平成十四年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ。)

額面金額又は登録金額 $\times 0.42 / 100 \times 1 / 2$

十二 第二期以後の利子 毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額又は登録金額 $\times (\text{基準金利} - 1.00) / 100 \times 1 / 2$

十三 終期利子 平成二十九年五月二十二日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額又は登録金額 $\times (\text{基準金利} - 1.00) / 100 \times (1 / 2 + 2 / 365)$

十四 償還期限 平成二十九年五月二十二日

十五 償還金額 額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日 平成十四年五月二十日